

V 昭和60年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、昭和22年臨時国勢調査を除いて大正9年以来5年ごとに行われており、昭和60年国勢調査は、その第14回目の調査に当たっている。

国勢調査は、大正9年をはじめとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別される。大規模調査と簡易調査の主な差異は、戦前の調査でいうと、簡易調査として行われた大正14年、昭和10年の両調査は、調査事項が氏名、男女の別、出生の年月日、配偶関係等のいわゆる人口の基本的属性に限られていたのに対し、大正9年、昭和5年、昭和15年の大規模調査では、これら人口の基本的属性のほか、職業、産業等の経済等の経済的属性も調査事項に含まれていたことである。

戦後は、国勢調査結果の利用度が高まったことにより、調査事項が拡充され、戦後初めての簡易調査に当たる昭和30年国勢調査では、当時の社会経済の著しい変動への対応及び国民生活の実態を把握する必要性から、昭和25年に引き続き人口の経済的属性や住宅に関する事項も調査しており、その調査事項は、戦前の大規模に匹敵している。これらの調査事項は、その後の簡易調査に当たる昭和40年、昭和50年及び今回の昭和60年国勢調査でもほぼ同様に継承されている。

調査の時期

昭和60年国勢調査は、昭和60年10月1日午前零時（以下、「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

昭和60年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項ただし書の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和59年総理府令第24号）

調査の地域

昭和60年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）に規定する次の島を除く地域において行われた。

- 1 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- 2 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

調査の対象

昭和60年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいう。

下記の定義によって本邦内に常住している者は、外国人を含めて、すべて調査の対象としたが、特に次の者は調査から除外した。

- 1 外国の外交団・領事団（随員及びその家族を含む。）
- 2 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

（定義）

「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住むことになっている者をいう。

なお、3か月以上にわたって住んでいる所又は住むことになっている所もない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とした。ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿などの宿泊している者は、その宿泊している施設で調査した。
- 2 病院又は療養所に入院（又は入所）している者は、入院してから既に3か月以上になる者だけを入院先で調査し、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。
- 3 船舶（自衛隊が使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に住所を有する者は、その住所を有する者は、その住所で調査し、陸上に住所の無い者は、船舶に住居が有るものとして、その船舶で調査した。なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所で調査した。
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院で調査した。

調査の事項

昭和60年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

（世帯員について調査した事項）

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍

- (7) 就業状態
- (8) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (9) 仕事の種類
- (10) 従業上の地位
- (11) 従業地又は通学地

(世帯について調査した事項)

- (12) 世帯の種類
- (13) 世帯員の数
- (14) 住居の種類
- (15) 居住室の数
- (16) 居住室の広さ
- (17) 住宅の建て方

調査の方法

調査は、総務庁統計局を主管部局とし、総務庁長官一都道府県知事一市町村長一国勢調査指導員一
国勢調査員の指揮系統を通じて行った。

調査の実施に先立ち、昭和59年10月1日現在により市区町村の区域を、定められた基準及び方法に
より区分して、国勢調査員の担当地域となる昭和60年国勢調査調査区が設定され、調査区一覧表その
他の調査区関係書類が作成された。

調査区は、原則として1調査区が平均50世帯となるように設定され、この調査区は、その後、調査
時まで市町村の境界変更等により修正を要する場合は修正された。昭和60年国勢調査の調査区数は
約78万である。(本県では、調査区数が14,542調査区)

昭和60年国勢調査の事務に従事させるため、約80万人の国勢調査指導員及び国勢調査員が総務庁長
官により任命された。(本県では、指導員が1,056名、調査員が14,244名)

国勢調査員は原則として一人1調査区を受け持ち、9月24日から30日までの間に、受持ち調査区を
巡回して、調査対象の把握を行い、世帯名簿及び調査区要図を作成して、各世帯への調査票の配布を
行い、10月1日から7日までの間に調査世帯を再度訪問して、調査票の取集とその内容検査等の事務
を行った。

調査に用いられた国勢調査調査票は、直接、光学式マーク読取装置で読み取りができるもので、1
枚に5名分記入できる連記票である。調査票の記入は、国勢調査員が調査票を取集する際に記入する
「(12)世帯の種類」及び「(17)住宅の建て方」を除く事項については、世帯で記入した。

なお、世帯員の不在等の事由により、上記の方法による調査がどうしてもできない場合は、調査員
がその近隣の者に、不在者について「(1)氏名」「(2)男女の別」「(13)世帯員の数」の3項目について質
問することにより調査した。